岩手県パスポートセンター広告募集要項

１　広告関係規程

岩手県パスポートセンターにおける広告の掲出は、岩手県広告取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）、岩手県広告取扱基準（以下「取扱基準」という。）及び岩手県パスポートセンター広告掲出要領（以下「掲出要領」という。）に基づいて行います。

２　掲出場所

岩手県パスポートセンター（盛岡市盛岡駅西通一丁目７番１号　いわて県民情報交流センター２階）

３　広告の種類及び枠数

(１)　ポスター：Ｂ１判・縦×３枠

(２)　パンフレット：Ａ４判・縦又は横×３枠（１枠＝パンフレットスタンド１台、１列×７段）

注１）ポスターの掲出とパンフレットの配架はセットで行うものであり、原則として、どちらか一方だけを選択することはできません。

注２）掲出位置、全体のイメージ等は、位置図で確認してください。

４　掲出期間

令和５年４月１日（土）から令和６年３月29日（金）まで　12か月間

注３）ポスター及びパンフレットは、原則として、掲出開始日の前日の午後３時から午後５時までの間に掲出し、掲出終了日の午後３時から午後５時までの間に撤去します。

５　広告掲出料

１枠12か月：89,754円（消費税及び地方消費税を含む。）

６　受付期間

令和５年２月１日（水）から令和５年度中の空枠が無くなるまで

注４）持参する場合の受付時間は、開庁日の午前９時～午後５時です。

注５）毎月10日分までの申込到着分について、原則翌月から契約・提出開始します。

７　応募対象者

岩手県広告取扱基準第３に該当しない民間企業等

８　応募に係る留意事項

(１)　申込枠数は、ポスター、パンフレットとも、原則として応募者１先につき１枠とします。ただし、応募者数が３先に満たない場合は、応募者１先に２枠の掲出を認める場合がありますので、岩手県パスポートセンター広告掲出申込書（以下「申込書」という。）の「ポスター掲出希望枠数」に記入してください。

(２)　ポスター及びパンフレットの製作費用は、広告主の負担となります。

(３)　ポスターの掲出、交換及び撤去に関する作業は県が行います。また、パンフレットの掲出、補充、交換及び撤去に関する作業は、広告主において行っていただきます。

(４)　掲出位置の指定（位置図①②③の別）はできません。

(５)　掲出期間中にポスターを変更する場合は、変更の２週間前までに県への協議が必要です。

９　掲出できない広告

次のいずれかに該当する場合は掲出できません。

(１)　掲出できない広告の内容　（取扱基準第４）

(２)　掲出できない業種・事業者（取扱基準第５）

10　申込方法

(１) 申込書をダウンロードし、必要事項を記入してください。

(２) 代表者印を押印し、次の書類を添付して、上記６の期間内に、下記13の申込み先まで提出してください。

|  |
| --- |
| 【申込書に添付する書類（Ａ４判）】  ア　ポスター図案・説明書等  (ｱ) 掲出しようとするポスター図案（イメージ、ラフ・スケッチ等）  (ｲ) 広告内容の説明書、関連資料等  イ　パンフレットサンプル（代表的なものを１種類）  パンフレットの実物又は図案（イメージ、ラフ・スケッチ等）  ウ　広告主に係る資料  (ｱ) 法人・団体の定款、寄付行為又は規約の写し（個人事業主の場合は住民票の写し）  (ｲ) 会社概要等（業務内容がわかるもの）  (ｳ) ホームページのＵＲＬ等 |

11　申込に際しての留意事項

(１) 申込期間は、年度末までを単位とします。

(２) 申込件数は、原則として１社につき１枠までとします。

(３) 広告作成費用は、広告主の負担となります。

(４) 広告の掲出及び撤去に関する作業は、県が行います。

　　 (掲載場所は指定できません。)

(５) 広告掲出期間中に、広告を変更する場合は、変更の２週間前までに県への協議が必要です。

12　選定方法

申込みのあった広告（掲出できない広告を除く。）について、先着順により選定します。

13　お問い合わせ・申込み先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室　　担当：渡邊

〒020-8570　岩手県盛岡市内丸10番１号（岩手県庁11階）

電話番号　019-629-5199（直通）　FAX 番号　019-629-5354

E-mailアドレス　ac0006@pref.iwate.jp